

指導監査課／事務所

指導監査課及び事務所は、保険医療機関等からの各種届出の受付・処理や保険医療機関等への指導監査を行っています。また、東海北陸地方社会保険医療協議会部会の運営を行い、保険医療機関等の指定業務を行っています。

「指導監査課」は愛知県を管轄し、「事務所」は富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県の各県内に設置され、それぞれの県域を管轄しています。

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録 並びに指定訪問看護事業者の指定について

(1) 概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行っています。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医及び保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師の登録を行っています。

ア 保険医療機関等の指定

医療機関又は薬局が健康保険法等の公的医療保険の療養の給付の取扱いを行うためには、厚生労働大臣の指定を受けることになります。

この指定を受けた医療機関を保険医療機関、薬局を保険薬局といいます。地方厚生局が健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局の指定を行おうとする場合は、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

イ 保険医等の登録

保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（「保険医」という。）又は薬剤師（「保険薬剤師」という。）でなければならないとされています。

ウ 指定訪問看護事業者の指定

訪問看護事業者が健康保険法に基づく訪問看護事業を行うためには、厚生労働大臣による指定訪問看護事業者の指定を受ける必要があります。

(2) 対象

- ア 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医療機関及び薬局
- イ 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医師、歯科医師及び薬剤師
- ウ 健康保険法による訪問看護事業を行っている（行おうとする）訪問看護事業者

(3) 実績

令和5年度の保険医療機関等の指定状況は、次のとおりです。

（単位：機関）

県名		医科	歯科	薬局	指定訪問看護事業所
富山県	指定	28	5	27	7
	更新	157	104	81	
石川県	指定	28	17	20	18
	更新	176	100	94	
岐阜県	指定	46	32	51	44
	更新	292	222	164	
静岡県	指定	83	49	90	53
	更新	465	432	281	
愛知県	指定	245	134	203	156
	更新	1,006	766	492	
三重県	指定	52	22	46	30
	更新	320	207	120	
管内計	指定	482	259	437	308
	更新	2,416	1,831	1,232	

2. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について

(1) 概要

ア 厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関及び保険薬局等からの届出について、審査、受理等を行っています。

イ 施設基準等の届出を受理した保険医療機関及び保険薬局を対象として、施設基準等の適合確認のための調査を行っています。（適時調査）

(2) 実績

適時調査の実施状況は、次のとおりです。

(単位:機関)

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	医科	0	0	40	静岡県	医科	0	0	43
	歯科	0	0	0		歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0		薬局	0	0	0
	計	0	0	40		計	0	0	43
県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
石川県	医科	0	0	53	愛知県	医科	0	0	82
	歯科	0	0	0		歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0		薬局	0	0	0
	計	0	0	53		計	0	0	82
県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
岐阜県	医科	0	0	50	三重県	医科	0	0	38
	歯科	0	0	0		歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0		薬局	0	0	0
	計	0	0	50		計	0	0	38
県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度					
管内計	医科	0	0	306					
	歯科	0	0	0					
	薬局	0	0	0					
	計	0	0	306					

(新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、令和2年度は適時調査を中止、令和3年度は自己点検としました。)

3. 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等に対する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等に「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療等の取扱い、診療報酬等の請求方法並びに保険医療の事務取扱等を周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

集団指導は、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 集団的個別指導

集団的個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して講習等の方式により行います。

(ウ) 個別指導及び新規個別指導

個別指導及び新規個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

保険医療機関等の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているか、診療報酬等の請求が適正であるかなどを確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査等の実績は、次のとおりです。

ア 集団指導

(単位：機関)

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	医科	66	68	114	静岡県	医科	288	408	483
	歯科	44	36	93		歯科	139	278	413
	薬局	87	88	94		薬局	299	269	325
	指定訪問 看護事業所	10	6	7		指定訪問 看護事業所	46	33	32
	計	207	198	308		計	772	988	1,253
石川県	医科	78	88	183	愛知県	医科	663	659	970
	歯科	46	51	99		歯科	337	482	487
	薬局	83	105	90		薬局	679	502	563
	指定訪問 看護事業所	11	12	12		指定訪問 看護事業所	101	106	126
	計	218	256	384		計	1,780	1,749	2,146
岐阜県	医科	132	133	24	三重県	医科	136	105	225
	歯科	95	85	18		歯科	131	42	146
	薬局	172	132	44		薬局	139	84	123
	指定訪問 看護事業所	24	27	26		指定訪問 看護事業所	22	24	23
	計	423	377	112		計	428	255	517
管内計	医科	1,363	1,461	1,999					
	歯科	792	974	1,256					
	薬局	1,459	1,180	1,239					
	指定訪問 看護事業所	214	208	226					
	計	3,828	3,823	4,720					

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、資料配付による実施としました。)

イ 集団的個別指導

(単位:機関)

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	医科	0	34	37
	歯科	0	34	35
	薬局	0	36	37
	計	0	104	109

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
静岡県	医科	0	164	146
	歯科	0	135	138
	薬局	0	138	135
	計	0	437	419

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
石川県	医科	0	45	41
	歯科	0	39	38
	薬局	0	38	41
	計	0	122	120

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
愛知県	医科	0	340	269
	歯科	0	296	288
	薬局	0	242	248
	計	0	878	805

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
岐阜県	医科	0	92	71
	歯科	0	56	74
	薬局	0	73	74
	計	0	221	219

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
三重県	医科	0	91	64
	歯科	0	65	64
	薬局	0	60	60
	計	0	216	188

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
管内計	医科	0	766	628
	歯科	0	625	637
	薬局	0	587	595
	計	0	1,978	1,860

(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、実施しませんでした。)

Ⅵ 個別指導

(単位:機関)

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	医科	13	6	7
	歯科	19	10	4
	薬局	17	4	4
	指定訪問 看護事業所	1	0	0
	計	50	20	15
静岡県	医科	26	17	13
	歯科	21	6	0
	薬局	31	13	11
	指定訪問 看護事業所	0	1	1
	計	78	37	25
石川県	医科	16	1	7
	歯科	13	1	4
	薬局	18	6	6
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	47	8	17
愛知県	医科	19	25	35
	歯科	23	25	20
	薬局	39	26	31
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	81	76	86
岐阜県	医科	21	19	20
	歯科	9	5	7
	薬局	24	16	19
	指定訪問 看護事業所	1	1	1
	計	55	41	47
三重県	医科	10	2	4
	歯科	11	4	6
	薬局	19	7	5
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	40	13	15
管内計	医科	105	70	86
	歯科	96	51	41
	薬局	148	72	76
	指定訪問 看護事業所	2	2	2
	計	351	195	205

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、実施件数が減少しています。また、令和4年度は、高点数の個別指導を実施しないことにより、実施件数が減少しています。)

工 新規個別指導

(単位:機関)

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	医科	15	12	13	静岡県	医科	37	53	43
	歯科	7	7	4		歯科	32	40	29
	薬局	13	27	37		薬局	65	66	66
	計	35	46	54		計	134	159	138
県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
石川県	医科	10	12	20	愛知県	医科	67	136	144
	歯科	5	8	6		歯科	51	85	85
	薬局	14	31	22		薬局	42	169	182
	計	29	51	48		計	160	390	411
県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
岐阜県	医科	19	27	42	三重県	医科	18	27	27
	歯科	22	19	14		歯科	6	16	13
	薬局	45	43	31		薬局	24	34	27
	計	86	89	87		計	48	77	67
県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度					
管内計	医科	166	267	289					
	歯科	123	175	151					
	薬局	203	370	365					
	計	492	812	805					

(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、実施件数が減少しています。)

才 監査

(単位:機関)

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	1	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	0	0

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
静岡県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	0

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
石川県	医科	2	1	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	2	1	0

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
愛知県	医科	0	0	0
	歯科	1	1	1
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	1	1

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
岐阜県	医科	0	0	0
	歯科	0	1	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	1	0

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
三重県	医科	1	1	1
	歯科	0	1	1
	薬局	0	1	1
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	1	3	3

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
管内計	医科	3	2	1
	歯科	1	3	2
	薬局	1	1	1
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	5	6	4

4. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録及び承諾について

(1) 概要

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの届出・申出について、審査等を行っています。

(2) 受領委任の取扱いの登録及び承諾状況

(令和6年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	柔道整復師 (単位：人)
富山県	499	493
石川県	432	427
岐阜県	807	800
静岡県	1,120	1,112
愛知県	2,408	2,384
三重県	437	433
管内計	5,703	5,649

5. 柔道整復師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」等に定められている柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任取扱い、療養費の請求事務等に関する適正化を図ることを目的として指導を行っています。

（ア）集団指導

受領委任の取扱い等を登録・承諾した柔道整復師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

（イ）個別指導

個別指導は、指導対象となる柔道整復師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	集団指導	10	3	12	静岡県	集団指導	82	65	57
	個別指導	0	0	0		個別指導	4	1	1
	計	10	3	12		計	86	66	58
	監査	0	0	0		監査	0	0	0
県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
石川県	集団指導	14	10	10	愛知県	集団指導	111	101	39
	個別指導	0	0	0		個別指導	1	2	2
	計	14	10	10		計	112	103	41
	監査	1	0	0		監査	0	0	0
県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
岐阜県	集団指導	39	28	27	三重県	集団指導	36	23	20
	個別指導	0	1	1		個別指導	0	0	0
	計	39	29	28		計	36	23	20
	監査	0	0	0		監査	0	0	0
県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度					
管内計	集団指導	292	230	165					
	個別指導	5	4	4					
	計	297	234	169					
	監査	1	0	0					

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、集団指導については資料配付による実施としました。)

6. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いの承諾について

(1) 概要

平成31年1月から、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る受領委任の取扱いが開始されることになりました。

この受領委任の取扱い等に関するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師からの申出について、審査等を行っています。

(2) 受領委任の取扱いの承諾状況

(令和6年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	はり師、きゅう師及び あん摩・マッサージ・指圧師 (単位：人)
富山県	175	173
石川県	174	171
岐阜県	494	466
静岡県	872	835
愛知県	2,412	2,291
三重県	332	316
管内計	4,459	4,252

7. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」等に定められている受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任の取扱い、療養費の請求事務等に関する質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を承諾したはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	集団指導	160	11	0	静岡県	集団指導	422	49	18
	個別指導	0	0	0		個別指導	0	0	0
	計	160	11	0		計	422	49	18
	監査	0	0	0		監査	0	0	0
県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
石川県	集団指導	63	14	4	愛知県	集団指導	658	379	114
	個別指導	0	0	0		個別指導	0	0	0
	計	63	14	4		計	658	379	114
	監査	0	0	0		監査	0	0	0
県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度
岐阜県	集団指導	164	49	15	三重県	集団指導	112	42	15
	個別指導	0	0	0		個別指導	0	0	0
	計	164	49	15		計	112	42	15
	監査	0	0	0		監査	0	0	0
県名		令和2年度	令和3年度	令和4年度					
管内計	集団指導	1,579	544	166					
	個別指導	0	0	0					
	計	1,579	544	166					
	監査	0	0	0					

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、集団指導については資料配付による実施としました。)

8. 地方社会保険医療協議会部会の運営について

(1) 概要

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、東海北陸地方社会保険医療協議会の部会を管内県域ごとに設置しており、指導監査課及び事務所ではその庶務を行っています。

(2) 実績

県域ごとに毎月1回部会を開催しています。